

● 本籍地の表記が一部変わります

本籍地に枝番がある場合、番地の「の」の表記が記載されなくなります。

(例) 1番地の5 → 1番地5

電算化前

昭和参拾八年四月式日北海道常呂郡置戸町で出生同月八日父届出				入籍 平成式年八月参拾日編製	本籍 北海道常呂郡置戸町字置戸一番地の五
出生や婚姻などの身分事項が文章形式で記載されています。					
昭和参拾八年四月式日				父 置戸 一郎	氏名 置戸 太郎
夫 太郎				母 富子	
出生				父 置戸 一郎	氏名 置戸 太郎
夫 太郎				母 富子	
昭和参拾八年四月式日				父 置戸 一郎	氏名 置戸 太郎
夫 太郎				母 富子	

● 戸籍の附票も電算化されます

戸籍の電算化に伴い、戸籍に記載されている方の住所の異動経過が記録されている「戸籍の附票」も電算化されます。

電算化後

本籍 北海道常呂郡置戸町字置戸1番地5		全部事項証明 (1の1)
氏名 置戸 太郎		
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成25年8月24日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 置戸一郎 【母】 置戸富子 【続柄】 長男	
身分事項 出生	【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 北海道常呂郡置戸町 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父	
婚姻	【婚姻日】 平成2年8月30日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 北海道常呂郡置戸町字置戸□番地 置戸一郎	
戸籍に記載されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士花子 【続柄】 長女	
身分事項 出生	【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 東京都富士区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出人】 父	
婚姻	【婚姻日】 平成2年8月30日 【配偶者氏名】 置戸太郎 【従前戸籍】 東京都富士区中央100番地 富士次郎	
発行番号 00000001 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成25年8月26日 北海道常呂郡置戸町長 井上 久男		

戸籍電算化Q & A

Q. 今までの戸籍はどうなる？

A. これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」（電算化へ改製された原本戸籍）として、町に150年間保存されます。もし、改製原戸籍の証明が必要になった場合は、従来どおり申請することで交付が受けられます。

Q. 証明書の発行手数料は？

A. 電算化により証明書の名称は変わりますが、発行手数料の変更はありません。「全部事項証明書」「個人事項証明書」は各1通450円です。また、電算化以前の戸籍は、現在の改製原戸籍と同じ750円になります。

Q. 本籍地番の「の」が省略された場合、免許証などの住所変更の手続きは必要？

A. これは電算化にあわせて土地登記簿の地番号と統一を図るために行うもので、名称・地番号の変更ではないためその必要はありません。

Q. 電算化により、氏名が漢和辞典に載っている文字に置き換えになった場合、印鑑登録などの変更手続きは必要？

A. 戸籍表記上の字体を修正するもので、個人の氏名を変更するものではないためその必要はありません。

Q. 死亡した人は電算化後の戸籍には記載されない？

A. 平成25年8月24日以前に死亡や婚姻・離婚などによりその戸籍から除かれる場合は、戸籍の筆頭者以外の方は電算化後の戸籍に記載されません。



【詳細】 町民生活課住民年金係 (☎52-3315)